

香南小学校PTA会則

第1条 本会は香南小学校PTAといい、その通称を香南キッズサポーターズとし、事務局を香南小学校におく。

第2条 本会の目的を、次のとおり定める。

- 1 香南小学校教育の向上と発展を図る。
- 2 学校と家庭、その他地域団体と連携して、子ども達の健やかな成長に寄与すること。
- 3 会員相互の教養・親睦と家庭教育の向上を図る。

第3条 本会は第2条の目的を達するため次の事業を行う。

- 1 講演会、講習会、研修視察
- 2 学校の教育的環境の整備、これに伴う諸運動
- 3 人権尊重についての諸活動
- 4 学校ならびに児童の教育諸行事
- 5 児童教育賞の授賞、奨励と後援
- 6 教育諸会合の開催と後援
- 7 その他運営委員会において認めた事業

第4条 本会の会員は、本会の目的に賛同した香南小学校の児童の保護者ならびに教職員をもって構成する。

第5条 本会に加入する者は、加入届を事務局に提出しなければならない。また、会員が本会を退会しようとするときは、退会届を事務局に提出しなければならない。

第6条 本会の経費は会費、交付金、助成金、寄付金等をもってこれにあてる。会費の額は毎年度始めの総会で決める。

第7条 本会に次の運営スタッフをおく。

会長1名、副会長2名、監査2名、会計2名、書記 若干名

第8条 運営スタッフの選出方法ならびに任期を次のとおり定める。

- 1 会長、副会長、監査は、自薦もしくは他薦で選出し、総会の承認を得る。会計及び書記は、会長の専決により委嘱することができる。
- 2 各運営スタッフの任期は1か年とし、欠員の生じたときは後任者を選出し、その任期は前任期間とする。
- 3 各運営スタッフは、任期満了しても後任者が決定するまではその職務を行うものと

する。但し再任は妨げない。

第9条 各運営スタッフの任務は次のとおりとする。

- 1 会長は本会を代表し、会務を総括するほか、総会および運営委員会を招集する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長が事故あるときはこれを代理する。
- 3 監査は会務ならびに会計を監査する。
- 4 書記、会計は会長の命により、本会の庶務会計を処理する。

第10条 本会に運営委員会をおく。運営委員会は本会の運営スタッフで構成し、本会の事業計画の作成ならびに予算の編成をする。

第11条 総会は定期総会および臨時総会とする。定期総会は年1回行う。臨時総会は運営委員会が必要と認めたとき開催する。但し、非常変災時（自然災害・感染症対策等）に、総会が開催できないと会長が判断した場合には、紙面またはウェブ上での決裁を行うことができる。

第12条 総会は全員の5分の1以上出席しなければ、議事を開き議決することができない。

第13条 総会の議事は出席者の過半数で決する。

第14条 総会において行う事業は次のとおりとする。

- 1 会務、事業報告
- 2 予算、決算報告と会計に関する議決、但し決算報告は年1回とする。
- 3 会則の変更と承認
- 4 会長、副課長、監査の人事と承認

第15条 本会の会計年度は4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

第16条 本会に顧問をおくことができる。顧問は会長が委嘱する。

第17条 この会の運営に関し、必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて運営委員会の議決を経て定める。

附 則 この会則は昭和39年4月24日より適用する。

附 則 この会則は昭和53年4月23日に改正し、同日より適用する。

附 則 この会則は昭和57年4月25日に改正し、同日より適用する。

附 則 この会則は昭和63年4月17日に改正し、同日より適用する。

附 則 この会則は平成6年4月17日に改正し、同日より適用する。

- 附 則 この会則は平成 13 年 4 月 1 5 日に改正し、同日より適用する。
- 附 則 この会則は平成 19 年 4 月 1 5 日に改正し、同日より適用する。
- 附 則 この会則は令和 2 年 5 月 1 1 日に改正し、同日より適用する。
- 附 則 この会則は令和 4 年 4 月 2 3 日に改正し、同日より適用する。
- 附 則 この会則は令和 5 年 4 月 2 2 日に改正し、同日より適用する。